

- 【広告】 名刺を営業力に！クロネコヤマトが営業強化を支援 ヤマトシステム
- 【広告】 NTTコム専用線で運用コスト、経営リスク削減/映像配信大手企業様の導入事例
- 【広告】 町田裕美が聞く！アクセンチュアで実現するハイパフォーマンスビジネスとは
- 【広告】 企業成長を実現するIT基盤構築→Windows Server 2008 R2の魅力に迫る！
- 【広告】 半導体デバイスの微細化を推進するプラズマエッチングに迫る！ 日立ハイテク

デジタルの手触り 十番勝負

映像版JASRACという挑戦 デジタルの手触り 第五番

民間の問題は、民間で解決しよう。さきごろ、テレビ番組出演者らの権利処理を一括して受け付ける組織が設立されるという報道があった。テレビ番組のネット配信を進めるため、芸能プロダクションなどからなる「日本音楽事業者協会」（音事協）、J-Popのプロダクションが集まる音楽制作者連盟（音制連）、俳優らで組織する「日本芸能実演家団体協議会」（芸団協）の芸能3団体が窓口を一本化し、テレビ番組のネット配信について許諾を取り付ける機構を発足させ、来年から業務を行うという。



音楽の権利処理では日本音楽著作権協会（JASRAC）が窓口だけでなく著作権管理まで行っているが、この機構は窓口の業務に徹するのだそうだ。それでも放送局の負担が減り、ネット配信が活発化することが期待される。私たちはこれまで「映像版JASRAC」構想を水面下で進めてきたが、ようやく1つの形に結実することを歓迎したい。

また、今年は「音楽コンテンツのマルチユース実験」も行われる予定だ。音楽・映像のアーカイブを構築して、ネットやケータイなどでの利用動向を把握し、配信・課金データや権利分配プロセスを検証する。これは音制連が中心となって実施するもので、総務省のサイバー特区スキームを活用する。私もプロジェクト員としてかかわる。

総務省の情報通信審議会では、「コンテンツ取引市場」の論議が進んでいる。私が主査を務めるワーキンググループでは、放送コンテンツの権利データベース構築実験やマルチユースコンテンツの制作・流通トライアルを企画し、関係業界の協力を得て実施・検証を進めている。

メディア融合、コンテンツ流通の実態は2008年に大きく動き始めた。そして2009年、業界を横断する取り組みが民間ベースで本格化している。

これら民間の努力に対し、「法制度」で問題を解決しようとするアプローチもある。昨年ずいぶん政策現場で話題になった「ネット法」もその1つ。放送局や映画会社に権利を集約し、ネットで簡単にコンテンツを流通させようという制度プランだ。権利者やクリエイターにとっては権利を剥奪される規制強化にもなるので反発も大きい。

政府の知的財産戦略本部や情報通信審議会でも、有識者や業界関係者がネット法やフェアユース

など著作権制度の改正論を幾度も時間をかけて審議している。文化庁・文化審議会の場合でも、録音録画補償金や著作権の保護期間延長問題などが延々と論議されている。補償金については文化審議会の論議に参加し、延長問題では「著作権保護期間の延長問題を考えるフォーラム」に代表の一員として関わってきたが、未だ結論を得ていない。

もはや著作権は制度論の限界にぶつかった。利害関係者のコンセンサスを得て制度で解決するのは無理だ。いや、そもそもビジネスの利害対立を、当事者が納得する制度で解くというスタートラインに無理がある。制度で解けるとすれば、政治パワーでウムを言わさぬ強制力を行政が発揮するか、司法が裁くかしかない。

私も元来、制度屋なのだが、役所にしろ学者にしろ業界関係者にしろ、制度にしがみついて何年も議論の域を出ないのは、制度屋の延命策と揶揄されても仕方あるまい。

制度を抜本改正するチャンスはあった。だがそれを逃したのだ。補償金やIPマルチキャスト放送の問題を文化審・法制問題小委で取り上げようとした2005年当時、踏み込んでおくべきだったのだ。通信・放送分野では、同じ頃にデジタル化の未来を展望し、法体系の抜本見直し論が浮上した。2006年には政府方針となり、現在も設計が続いている。しかし著作権制度はパッチワークの域を出ないまま。もはやテーブルで出口のない議論をしている余裕は日本にはない。市場を創ることに政策資源を集中させる時期だ。

現に知財本部へ寄せられるパブリックコメントの多くは、制度論よりビジネス論、現場で解決することを望んでいる。「着メロ」や「着うた」は、著作権制度を改正したからコンテンツが流通したのではない。ビジネスが先行したからだ。NHKオンデマンドは現行制度でNHKはじめ関係者が汗をかいて新ビジネスを作り出そうとしている。

こうした民間の努力を後押しする政策。動きはじめた実態をスピードアップさせる「手触り感」のある行政。いま求められているのは、そちらへの注力である。

現在、地上波テレビ番組の二次利用率は13%。9割近くが一度オンエアすればおしまい。この比率を2015年には50%まで引き上げたい。しかもそれを制度の圧力ではなく、民間の主体的な意志で実現したい。

2009年4月20日、文化審議会著作権分科会「基本問題小委」が発足し、初回会合で基本問題とは何かを話し合った。私の発言要旨を記しておく。

「アナログからデジタルへ、パッケージからネット流通へ、国内市場からグローバルへ。デジタルでグローバル、ということは、マーケットやユーザー主導ということだ。法制度アプローチよりも、市場の形成、ビジネスやサービスの支援という具体的アプローチが重要。制度の綱引きを繰り返すより、民間の努力を支援する方策を考えるほうが生産的だ」

声がどれだけ響いたかは、わからない。

[2009年5月29日]

-筆者紹介-

中村 伊知哉(なかむら いちや)
慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教



授

略歴

1961年生まれ、京都大学経済学部卒。大阪大学博士課程単位取得退学。博士（政策・メディア）。



ロックバンド「少年ナイフ」のディレクターを

経て1984年郵政省入省。電気通信局、放送行政局、登別郵便局長、通信政策局、パリ駐在、官房総務課を経て1998年退官。

1998年－2002年、MITメディアラボ客員教授。2002年－2006年、スタンフォード日本センター研究所長。2006年9月より慶應義塾大学教授。

総務省参与、情報通信審議会専門委員、文化審議会著作権分科会専門委員。

一般社団法人「融合研究所」代表理事、デジタルサイネージコンソーシアム理事長、NPO「CANVAS」副理事長、CSKホールディングス顧問を兼務。

コンテンツ学会副会長、「安心ネットづくり」促進協議会 世話人。

著書に『通信と放送の融合のこれから』（翔泳社）、『デジタルのおもちゃ箱』（NTT出版）、『日本のポップパワー』（日本経済新聞社、編著）、『インターネット、自由を我等に』（アスキー出版局）など。

● 関連記事

- ネット配信楽曲の著作権処理を効率的に 集中処理機構が発足
- IT本部と知財本部の統合で成長産業の創出を
- コンテンツへの愛が感じられない経産省

● 関連リンク

- デジタルの手触り 十番勝負

● 記事一覧

- 日本のアカデミズムへの三行半 デジタルの手触り 番外
- メディア融合という過去 デジタルの手触り 第十番
- 通信・放送融合法制という一里塚 デジタルの手触り 第九番
- ユビキタス特区という実像 デジタルの手触り 第八番
- 安心ネットという責務 デジタルの手触り 第七番
- 紙をなくすという意志 デジタルの手触り 第六番
- 映像版JASRACという挑戦 デジタルの手触り 第五番
- オープンモバイルという選択肢 デジタルの手触り 第四番
- デジタル広告という誤解 デジタルの手触り 第三番
- 日本型サイネージという自信 デジタルの手触り 第二番
- 「デジタルランドセル」という明日 デジタルの手触り 第一番

★★ 特別価格販売キャンペーン実施中 ★★

品質向上	倉庫管理 ASPサービス
コスト削減	在庫管理 ASPサービス
生産性向上	ヤマトシステム開発